

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
基本目標 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進 (1) 市民への啓発の推進			
《家庭への啓発》 ●リーフレット等の紙媒体だけでなく、インターネット等多様な媒体を活用すると共に、必要な情報を提供できるように関係機関の情報提供や、年代にあった内容を掲載する等、よりわかりやすい啓発媒体の作成に努めます。	<p>【人権文化センター】 人権啓発DVDを活用し、DV問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発しました。</p> <p>【男女共同参画センター】 ・センターの窓口及びオープンスペースにDV防止のパンフレットや相談窓口案内等のちらしを設置しています。 ・講座情報2019年11月号に「女性に対する暴力をなくす運動実施期間（ハープルリホッププロジェクト）」の特集記事を掲載し、DV防止について啓発しました。</p> <p>【育児保健課】 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査、妊婦・乳幼児などの家庭訪問等において、必要に応じ相談窓口の案内や相談機関のパンフレット配布等を行いました。</p> <p>【家庭支援課】 配偶者暴力相談支援センターの案内カードを公共施設や市役所の女性トイレに配布、在庫管理をし、DV相談窓口の周知を徹底しました。</p>	<p>【人権文化センター】 ・人権啓発DVDを活用し、DV問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発します。 ・男女共同参画、女性の人権やDV防止について、地域の人権研修会において講話を行います。</p> <p>【男女共同参画センター】 ・センターの窓口及びオープンスペースにDV防止のパンフレットや相談窓口案内等のちらしを設置しています。 ・講座情報2020年11月号に「女性に対する暴力をなくす運動実施期間（ハープルリホッププロジェクト）」の特集記事を掲載し、DV防止について啓発予定。</p> <p>【育児保健課】 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査、妊婦・乳幼児などの家庭訪問等において、必要に応じ相談窓口の案内や相談機関のパンフレット配布等を行います。</p> <p>【家庭支援課】 配偶者暴力相談支援センターの案内カードを公共施設や市役所の女性トイレに配布、在庫管理をし、DV相談窓口の周知を徹底します。</p>	人権文化センター 男女共同参画センター 育児保健課 家庭支援課
《民生・児童委員等地域の活動者への研修》 ●各地区において民生・児童委員に対し、認識(気づき)の部分に重点を置くなど、DVの効果的な啓発方法や内容を検討し、研修会を実施します。	<p>【人権文化センター】 取組なし</p> <p>【高齢者・地域福祉課】 ・児童虐待をテーマとした講演会について各地区民協にて情報提供し、研修の機会を提供しました。 ・虐待やDVに関する出前講座を7件実施しており、啓発を行っています。</p> <p>【家庭支援課】 民生・児童委員等に対する児童虐待に関する研修の際に、DVに関する内容を盛り込んで研修を実施しました。</p>	<p>【人権文化センター】 男女共同参画、女性の人権やDV防止について、地域の人権研修会において講話を行います。</p> <p>【高齢者・地域福祉課】 各地区民協の研修や主任児童委員の研修テーマとして提案を行います。</p> <p>【家庭支援課】 民生・児童委員等に対する児童虐待に関する研修の際に、DVに関する内容を盛り込んで研修を実施します。</p>	人権文化センター 高齢者・地域福祉課 家庭支援課
《企業等への啓発》 ●広報紙、ホームページ、パンフレットの媒体を通じて、法改正等の最新の情報を随時発信し、企業人権・同和教育協議会を通じた啓発を行います。	<p>【人権文化センター】 取組なし</p> <p>【男女共同参画センター】 センターの窓口及びオープンスペースにDV防止のパンフレットや相談窓口案内等のちらしを設置しています。</p> <p>【家庭支援課】 ホームページ等に最新の情報を掲載しました。</p>	<p>【人権文化センター】 取組なし</p> <p>【男女共同参画センター】 センターの窓口及びオープンスペースにDV防止のパンフレットや相談窓口案内等のちらしを設置しています。</p> <p>【家庭支援課】 ホームページ等に最新の情報を掲載します。</p>	男女共同参画センター 人権文化センター 家庭支援課
《男女平等・人権意識の啓発》 ●広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発に加え、男女共同参画セミナーを通じて、DVの背景にある性別役割分担意識等について啓発・教育の推進を図ります。	<p>【人権文化センター】 ホームページに「人権啓発パンフレット“人権文化のとびら”」を掲載し、DV防止の啓発をしました。</p> <p>【男女共同参画センター】 「未来応援講座(通年)」や「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催しました。</p> <p>【家庭支援課】 取組みなし</p>	<p>【人権文化センター】 取組なし</p> <p>【男女共同参画センター】 「未来応援講座(通年)」や「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催予定。</p>	人権文化センター 男女共同参画センター

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
(2) 学校園等における啓発・教育の推進			
《DVの予防に関する若年層への教育》 ●各学校においていじめ・インターネットによる人権侵害等今日的な人権課題を取り上げ、若年層への効果的な啓発方法を検討し、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。	【学校教育課】 各学校において、いじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にすることを推進した。また、いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会や生徒会活動による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進した。	【学校教育課】 各学校において、いじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にすることを推進する。また、いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会や生徒会活動による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進する。	学校教育課
《教職員等への研修》 ●新任教職員に対して虐待・DV防止のパンフレットを配布し、各学校等において人権教育研修を実施し、教職員の意識向上を図ります。	【学校教育課】 ユニットごとに、人権にかかわる研修会を実施し、人権意識の向上に向けて取り組んだ。また、各学校において、年間3回以上の人権教育研修を実施した。さらに、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象に、人権教育研修会を年4回実施し、各中学校区の取組について、情報共有を図った。 <hr/> 【家庭支援課】 毎年度初め、新任教職員に対し、虐待・DV防止のパンフレットを配布しました。	【学校教育課】 ユニットごとに、人権にかかわる研修会を実施し、人権意識の向上に向けて取り組む。また、各学校において、年間4回以上の人権教育研修を実施するとともに、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象に、人権教育研修会を実施し、各中学校区の取組について、情報共有を図る。 <hr/> 【家庭支援課】 毎年度初め、新任教職員に対し、虐待・DV防止のパンフレットを配布します。	学校教育課 家庭支援課
《保護者への啓発》 ●保護者へのパンフレットの配布や、PTAへの講座の実施を通じて、保護者に対し啓発します。	【家庭支援課】 取り組みなし。	【家庭支援課】 取り組み予定なし。	家庭支援課
(3) 民間支援団体との協働による啓発			
《民間支援団体との協働による啓発》 ●市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを設置し、市民に対して最新の情報を提供します。また、多くの被害者が女性であることから、リーフレット等の掲示場所についても、女性が特に使用する頻度が高い場所に設置するなど、啓発効果を高めるよう努めます。	【男女共同参画センター】 センターの窓口及びオープンスペースにDV防止に関する講座等のちらし、パンフレットを設置しています。 <hr/> 【学校教育課】 窓口にDV防止に関する講座等のチラシを設置するとともに、研修会等の開催についても、必要に応じて、各学校に情報提供を行った。 <hr/> 【家庭支援課】 市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供しました。	【男女共同参画センター】 センターの窓口及びオープンスペースにDV防止に関する講座等のちらし、パンフレットを設置しています。 <hr/> 【学校教育課】 窓口にDV防止に関する講座等のチラシを設置するとともに、研修会等の開催についても、必要に応じて、各学校に情報提供を行う。 <hr/> 【家庭支援課】 市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供します。	男女共同参画センター 学校教育課 家庭支援課

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
基本目標 2 相談体制の充実			
(1) 安心して相談できる体制づくり			
<p>《配偶者暴力相談支援センター機能の整備》</p> <p>●被害者にとっての身近な相談窓口であることを周知し、安心して相談できる体制及び適切な支援をさらに進めています。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行い、被害者に対する総合的な支援を行いました。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行い、被害者に対する総合的な支援を行います。</p>	家庭支援課
<p>《相談窓口の市民への周知》</p> <p>●引き続き、毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載し、市民センター等の公的施設に配偶者暴力相談支援センターの案内カードを配布し、設置を依頼します。</p> <p>●被害者にとって配偶者暴力相談支援センターが身近な相談窓口となるよう、より効果的な広報活動を展開します。</p>	<p>【男女共同参画センター】</p> <p>センターの窓口及びオープンスペースにDV防止に関する講座等のちらし、パンフレットを設置しています。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載し、市民センター等の公的施設に配偶者暴力相談支援センターの案内カード及びリーフレットを配布し、設置を依頼しました。</p>	<p>【男女共同参画センター】</p> <p>センターの窓口及びオープンスペースにDV防止に関する講座等のちらし、パンフレットを設置しています。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載し、市民センター等の公的施設に配偶者暴力相談支援センターの案内カードを配布し、設置を依頼します。</p>	男女共同参画センター 家庭支援課
<p>《相談機関相互の連携強化》</p> <p>●関係課の業務を相互に理解し、必要な支援を行う体制を整備します。</p> <p>●警察の担当部署との連絡会議を開催し、連携について協議や情報交換を行います。</p> <p>●他市町村からDVによる被害者が避難してきた場合は、同行支援を実施し、円滑な手続きを支援します。</p> <p>●他市町村、他機関との連携を徹底し、切れ目のない支援を実施するよう努めます。</p>	<p>【生活福祉課】</p> <p>・他市町村からDVにより被保護者の移管があった際は、家庭支援課と連携し事務を進めています。</p> <p>・生活困窮者自立支援法に基づく相談支援において、原則として本人の同意があれば情報を提供し連携を図っています。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>・他市、他機関と連携しながら切れ目のない支援を実施しました。</p> <p>・市内DV対策連絡会を開催し、連携を強化しました。</p>	<p>【生活福祉課】</p> <p>前年度と同様の取り組みを継続する予定です。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>・他市、他機関と連携しながら切れ目のない支援を実施します。</p> <p>・市内DV対策連絡会を開催し、連携を強化します。</p>	生活福祉課 家庭支援課 関係各課
(2) 相談者・支援者の資質向上			
<p>《二次的被害の防止に向けた研修》</p> <p>●職員のDVに対する理解や、二次的被害の防止に対する意識を向上させるべく、効果的な職場人権研修を実施します。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>・関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を目指しました。</p> <p>・研修で得た知識を職場でフィードバックすることで窓口対応職員全員の能力向上を目指しました。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>・関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を目指します。</p> <p>・研修で得た知識を職場でフィードバックすることで窓口対応職員全員の能力向上を目指します。</p>	家庭支援課
<p>《職員研修の充実》</p> <p>●関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を図ります。</p> <p>●被害者を総合的に支援する上で、関係課の情報を必要とするため、市内ネットワーク会議を開催し、適切な支援に向けた研修を全庁的に実施します。</p> <p>●職員の異動に伴う適切な引継ぎを徹底するようマニュアルを作成します。</p>	<p>【人権文化センター】</p> <p>取組なし</p> <p>【生活福祉課】</p> <p>生活保護申請時に、DVと申し出があった場合は、その旨を申請書に記載のうえ、扶養義務調査を省略するよう課員に周知を図っています。</p> <p>【全庁】</p> <p>人権研修の機会を通じて、全庁的に二次被害の防止に対する意識向上に努めました。</p>	<p>【人権文化センター】</p> <p>取組なし</p> <p>【生活福祉課】</p> <p>前年度と同様の取り組みを継続する予定です。</p> <p>【全庁】</p> <p>人権研修の機会を通じて、全庁的に二次被害の防止に対する意識向上に努めます。</p>	全庁

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
(3) 外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実			
<p>《外国人に対する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人からの相談があった場合は、関係機関からの外国語通訳者を活用し、外国人被害者との適切な意思疎通を図ります。 ●国際交流センターとの連携体制を強化し、外国人被害者への対応の体制充実に努めます。 	<p>【秘書課(国際交流センター)】</p> <p>令和元年度も、外国人被害者からの相談があった場合に迅速に対応できるように国際交流ボランティアの確保に努めました。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>国際交流センターと協力し、外国人被害者への対応の連携を図りました。</p>	<p>【秘書課(国際交流センター)】</p> <p>引き続き、外国人被害者からの相談があった場合に備えて、国際交流ボランティアの確保に努めます。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>国際交流センターと協力し、外国人被害者への対応の連携を図ります。</p>	秘書課(国際交流センター) 家庭支援課
<p>《高齢者に対する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する適切な支援を継続して行います。 ●高齢者虐待の早期発見のため、地域包括支援センターから高齢者虐待防止出前講座を在宅介護サービス事業所向けに実施するよう依頼し、虐待防止に向けた取り組みを行います。 ●高齢者虐待対応マニュアルの改訂を進めます。 	<p>【高齢者・地域福祉課】</p> <p>高齢者虐待の通報・相談等があった場合、地域包括支援センター、介護保険事業所、医療機関、警察等と連携し、調査、相談、保護、措置等の適切な支援を行っています。また、高齢者虐待対応マニュアル改訂が平成30年3月に整い、関係者に配布しています。高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所に対し、地域包括支援センターが高齢者虐待防止出前講座を実施しており、虐待防止に向けた取り組みを今年度も継続しています。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>相談者の年齢や状況から、高齢者・地域福祉課や地域包括支援センターでの相談が適切と考えられる場合は、担当部署を案内するようにしました。また相談内容の情報共有を行い、連携を図りました。</p>	<p>【高齢者・地域福祉課】</p> <p>・地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する適切な支援を継続して行います。 ・高齢者虐待の早期発見のため、地域包括支援センターから高齢者虐待防止出前講座を在宅介護サービス事業所向けに実施するよう依頼し、虐待防止に向けた取り組みを行います。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>相談者の年齢や状況から、高齢者・地域福祉課や地域包括支援センターでの相談が適切と考えられる場合は、担当部署を案内するようにします。また相談内容の情報共有を行い、連携を図ります。</p>	高齢者・地域福祉課 家庭支援課
<p>《障がい者に対する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある被害者の支援に関しては、障がい者支援課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討します。 ●障がいのある方との適切な意思疎通を図るため、コミュニケーション手段の確保等の配慮に努めます。 	<p>【障がい者支援課】</p> <p>・DVに関する相談事例について、関係課と情報を共有するとともに、適切な情報を順次提供することで連携を図り、被害者やその家族に対して支援に努めました。 ・手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通を図れるよう努めました。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>障がいのある被害者の支援に関しては、障がい者支援課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努めました。</p>	<p>【障がい者支援課】</p> <p>・引き続き関係課と連携を図り、被害者やその家族に対して支援に努めていきます。 ・手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通を図れるよう努めます。</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>障がいのある被害者の支援に関しては、障がい者支援課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努めます。</p>	障がい者支援課 家庭支援課

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
基本目標3 被害者の安全の確保			
(1) 被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり			
《通報への対応の整備》 ●被害者の早期発見につながるよう、配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知します。 ●安心して相談できる体制及び支援をさらに進めていきます。	【家庭支援課】 配暴センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たしました。	【家庭支援課】 配暴センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たします。	家庭支援課
《保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者への周知》 ●保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者など、DVを発見しやすい立場にある職員に対し、パンフレット等の配布や研修などのあらゆる機会を通じて、通報窓口や通報方法を周知します。	【家庭支援課】 配偶者暴力相談支援センターの案内カード及びリーフレットの設置依頼をし、DV相談窓口の案内を実施しました。	【家庭支援課】 配偶者暴力相談支援センターの案内カードの設置依頼をし、DV相談窓口の案内を実施します。	家庭支援課
《被害者の安全確保の強化》 ●被害者が、住民票閲覧制限に係る支援措置を活用できるよう、あらゆる機会を通じて、情報を周知します。 ●必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。 ●緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察に同行します。 ●関係機関との連携をさらに深め、相談者にとって安心できる対応ができるよう、さらなる体制整備に努めます。	【危機管理課】 取組実績なし。 【市民課】 ・配偶者暴力相談センターとの連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行いました。 ・住民票発行停止措置についての周知に努めました。 【家庭支援課】 ・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行しました。 ・緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察に同行しました。	【危機管理課】 必要に応じて、関係部局と警察、配偶者暴力相談センター等との連絡調整を行う。 【市民課】 ・配偶者暴力相談センターとの連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行います。 ・住民票発行停止措置についての周知に努めます。 【家庭支援課】 ・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。 ・緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察に同行します。	危機管理課 市民課 家庭支援課
《保護命令申立てに関する支援》 ●被害者及びその家族の安全確保を図るため、DV防止法に基づく保護命令の制度について、被害者へ情報提供します。 ●配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行います。 ●地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。	【家庭支援課】 ・相談者に対し、保護命令制度に関する情報提供を行いました。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行いました。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応しました。	【家庭支援課】 ・相談者に対し、保護命令制度に関する情報提供を行います。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行います。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。	家庭支援課

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
(2) 関係機関との連携			
《DV防止ネットワークの構築》 ●加古川警察、兵庫県女性家庭センターとの情報交換会を行い、連携強化に努めます。 ●定期的に市民課との連絡会議を開催します。 ●DV被害者支援を行う全関係課が連携し、庁内ネットワーク会議を開催します。	【家庭支援課】 ・年度当初に加古川警察との情報交換会をしました。 ・DV被害者支援を行う全関係課に参加を求め庁内ネットワーク会議を開催しました。 ・DV被害者対応マニュアルを作成し、被害者対応について関係機関に協力を求めた。	【家庭支援課】 ・年度当初に加古川警察との情報交換会をしました。 ・DV被害者支援を行う全関係課に参加を求め庁内ネットワーク会議を開催します。	家庭支援課
《要保護児童対策地域協議会との連携》 ●要保護児童対策地域協議会との連携により、通報体制の周知、被害者の早期発見、保護を図ります。 ●面前DVの周知徹底を図ります。	【家庭支援課】 ・DVは子どもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、DV被害者支援と児童虐待の対応を並行して行いました。 ・面前DVの周知徹底を図りました。	【家庭支援課】 ・DVは子どもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、DV被害者支援と児童虐待の対応を並行して行います。R1年8月より、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会の構成員となる予定です。 ・面前DVの周知徹底を図ります。	家庭支援課
(3) 被害者の情報の保護			
《被害者に関する情報管理の徹底》 ●住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用を徹底します。 ●学校園において、被害者及び同伴する子の情報管理を徹底します。 ●児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行います。	【危機管理課】 取組実績なし。 ----- 【市民課】 住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底に努めました。 ----- 【生活福祉課】 ・住民基本台帳に「*」の表示がある者について、住民票発行停止措置対象者であることを課員(新人等)に周知しました。 ・市民課よりメールにて発行停止対象者データの提供を受け、エクセル管理を行いました。あわせて対象者が生活保護受給者であるかを確認し、該当すれば独自システム「あゆむくん」にて支援措置対象者として登録することで、対象者選択時に注意喚起メッセージが表示されるようにしています。 ----- 【学務課】 取組なし。 ----- 【学校教育課】 事由発生時や事由についての問い合わせの都度、学校園・関係課との連絡を密にし、情報管理に努めた。 ----- 【家庭支援課】 児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行いました。	【危機管理課】 必要に応じて、関係部局と警察、配偶者暴力相談センター等との連絡調整を行う。 ----- 【市民課】 ・住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底に努めます。 ----- 【生活福祉課】 ・前年度と同様の取り組みを継続する予定です。 ----- 【学務課】 予定なし。(学務) ----- 【学校教育課】 事由発生時や事由についての問い合わせの都度、学校園・関係課との連絡を密にし、情報管理に努める。 ----- 【家庭支援課】 児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行います。	市民課 危機管理課 生活福祉課 学校教育課 家庭支援課 関係各課

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
基本目標 4 被害者の自立支援			
(1) 住宅確保支援			
<p>《公営住宅に関する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を勘案し、また、他市の取組み状況を参考にしながら柔軟に対応します。 ●県との連携により、県営住宅の優先入居情報を提供します。 	<p>【住宅政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅については、公営住宅担当者会議など、他市の取り組み状況等を参考にした。 ●民間賃貸住宅については、「加古川市住生活基本計画」及び「加古川市公営住宅等長寿命化計画」の改定に併せ、DV被害者など住宅の確保に配慮を要する方への民間賃貸住宅の供給促進を図るため、「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」を新たに策定した。 <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居の案内を渡す等の情報提供を行いました。</p>	<p>【住宅政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅については、引き続き「他市の取り組み状況等参考にしながら、入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を勘案しながら柔軟に対応していく。 ●民間賃貸住宅については、「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」に基づき、DV被害者など住宅の確保に配慮を要する方への居住支援体制の構築に向け、関係機関との協議を進める。 <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居の案内を渡す等の情報提供を行います。 	住宅政策課 家庭支援課
<p>《母子生活支援施設の活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行います。 	<p>【家庭支援課】</p> <p>母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行いました。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行います。</p>	家庭支援課
(2) 経済・就労支援			
<p>《ハローワークとの連携による就労支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)によるチャレンジ相談の中で、資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施します。 ●就労訓練の情報を相談者に提供します。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行います。 	<p>【男女共同参画センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)による働き方相談の中で、資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施しました。 ●ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催しました。(令和元年9月) <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>就労訓練の情報を相談者に提供しました。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行いました。(家庭支援)</p>	<p>【男女共同参画センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)による働き方相談の中で、資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施しています。 ●ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催予定。 <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>就労訓練の情報を相談者に提供しました。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行います。</p>	男女共同参画センター 家庭支援課
<p>《就労支援セミナー等の開催》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭支援課と男女共同参画センターの共催により「ひとり親支援セミナーを開催します。 ●男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)による「チャレンジ相談」を実施します。 	<p>【男女共同参画センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親の方を対象にした制度の紹介とネットワークづくりのためのセミナーを開催しました。(令和元年9月) ●男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)による「働き方相談」を実施しました。(週2回) <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>取り組みなし。</p>	<p>【男女共同参画センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親の方を対象にした制度の紹介とネットワークづくりのためのセミナーを開催予定。 ●男女共同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有資格者)による「働き方相談」を実施しています。(週2回) <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取り組み予定なし。 	男女共同参画センター 家庭支援課
<p>《母子自立支援制度の活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。 ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について検討を行います。 	<p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行いました。 ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を行いました。 	<p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。 ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を行います。 	家庭支援課
<p>《各種福祉制度に関する情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活保護や生活困窮者自立支援制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。 	<p>【家庭支援課】</p> <p>相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行いました。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。</p>	家庭支援課

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票

計画内容	令和元年度の取組状況	令和2年度及び今後の予定	担当課
(3) ことごとくへの支援			
<p>《公的機関、保健・医療機関との連携》</p> <p>●各保健・医療機関と連携体制を整備し、被害者の心身のケアを支援する体制を強化します。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>各保健・医療機関と連携体制を図り、被害者の心身のケアに努めました。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>各保健・医療機関と連携体制を図り、被害者の心身のケアに努めます。</p>	家庭支援課
<p>《カウンセリングによる被害者のことごとくのケア》</p> <p>●カウンセリングが必要な人には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行います。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>DV問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施しました。</p>	<p>【家庭支援課】</p> <p>DV問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施します。</p>	家庭支援課
<p>《子どものことごとくのケアに関する支援》</p> <p>●要保護児童対策地域協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めます。</p> <p>●就学前の子どもやその保護者に対して、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行います。</p> <p>●教育相談センターの心理相談員による面接を実施するとともに、SSW(スクールソーシャルワーカー)が定期的に学校を訪問し、情報交換する中で、問題の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>●子どもの心理的なケアに対応できるよう教育関係者に対する研修を実施し、DVの正しい理解を促します。</p>	<p>【育児保健課】</p> <p>就学前の幼児やその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行いました。</p> <p>-----</p> <p>【青少年育成課】</p> <p>SSWを全中学校区に配置が完了している。</p> <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>要保護児童対策協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めました。</p>	<p>【育児保健課】</p> <p>就学前の幼児やその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行います。</p> <p>-----</p> <p>【青少年育成課】</p> <p>SSWの全中学校区に配置を維持し、情報交換をする中で、より一層問題解決の早期発見および早期対応に努める。</p> <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>・要保護児童対策協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めます。</p>	育児保健課 青少年育成課 家庭支援課
(4) 子育てへの支援			
<p>《子育て支援に関する情報提供の充実》</p> <p>●子育て支援に関する情報提供を行います。</p> <p>●家庭児童相談員等が家庭訪問や来所相談により、育児や生活全般に関する相談を行います。</p>	<p>【育児保健課】</p> <p>子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、乳児家庭全戸訪問時に配布するなど、各事業において情報提供を行いました。</p> <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>相談員を中心に加古川市で生活するDV被害者の育児や生活全般に関する相談を行いました。</p>	<p>【育児保健課】</p> <p>・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、乳児家庭全戸訪問時に配布するなど、各事業において情報提供を行います。</p> <p>-----</p> <p>【家庭支援課】</p> <p>相談員を中心に加古川市で生活するDV被害者の育児や生活全般に関する相談を行います。</p>	育児保健課 家庭支援課
<p>《保育・就学等の行政サービスに関する支援》</p> <p>●認可保育園の利用に関し、関係機関等の連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略等、被害者の状況に応じて支援を行います。</p> <p>●就学の手続きについては、市内外の関係機関と連携を図りながら、速やかに就学ができるよう、体制整備に努めます</p>	<p>【幼児保育課】</p> <p>・認可保育園の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じて支援を実施しました。</p> <p>-----</p> <p>【学務課】</p> <p>DVを理由にし、住民票が異動でしず別の住所に居住している者や市外からの転入者については、スムーズな転校ができるように、各関係機関と連携を図りました。</p> <p>-----</p> <p>【学校教育課】</p> <p>学校園・関係課と連携を図りながら、手続きが円滑に進むように配慮した。</p>	<p>【幼児保育課】</p> <p>認可保育園の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じて支援を実施します。</p> <p>-----</p> <p>【学務課】</p> <p>前年度の取組を継続する。</p> <p>-----</p> <p>【学校教育課】</p> <p>学校園・関係課と連携を図りながら、手続きが円滑に進むように配慮する。</p>	幼児保育課 学務課 学校教育課